

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名: 株式会社 中部評価センター (認証番号:26地福第1788-3号)
訪問調査 実施日: 平成28年2月29日(月)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人 放光福祉会 (施設名)瀬戸北保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(園長) 西村 秀輝	定員(利用人数):70名
所在地:〒489-0047 愛知県瀬戸市西谷町84番地	TEL: 0561-82-2949

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◆職員の意識改革 今回の第三者評価受審が連続3回目となる。初回受審の職員の戸惑いが、今では大きな自信に変わっている。職員全員参加による自己評価の実施が、これまでの保育の振り返りにつながり、新たな気づきをもたらしている。自己評価での気づきや改善点、疑問点等を発表し合い、職員相互の意見を交換する中で教育効果も出てきている。様々な改善や改革が実施されたが、第三者評価3年目で、明らかに職員の意識が変わってきている。</p> <p>◆多彩なプログラムの用意 理念(保育目標)である「心身ともにたくましく のびのびと遊ぶ子ども」の実践として多彩なプログラムを用意している。「縦割り保育」をはじめ、「英会話(セイハ)」や「体操教室(アクア)」、「ハーモニカ指導」、「茶道(お点前)」、「編み物」、「園バスによる遠足」、「給食バイキング」、「屋外でのお弁当給食」等々である。調査日当日には、季節のお菓子「おこしもの」作りが行われていた。年齢によって使う道具や出来栄え、速さが違うが、生き生きとした子どもの表情からは、「心身ともにたくましく のびのびと遊ぶ子ども」の姿が垣間見られた。「おこしもの」はお雛様のひな壇に飾られ、その日のおやつとして子どもたちのお腹に入った。</p> <p>◆保護者の理解 公立園から委託の公立園を経て、前年度(平成26年度)から純粋な民間園となった。保護者サイドとしても、当初は少なからず不安や動揺はあったと思われるが、現時点ではその空気は微塵も感じられない。子どもの園生活をメール配信する等、園の丁寧な取り組みに対しては、保護者アンケートにも感謝の言葉が並ぶ。職員室には、保護者会から寄贈された0~3歳児用のバギー(3輪車)が5台届けられていた。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>◆満足度調査の必要性 第三者評価を受審するたびに、保育の質の向上が感じられるが、園や職員自身がそれを実感する(測る)スケールを持っていない。「保育の質」=「子どもと保護者の満足度」と置き換えれば、アンケート等の手法を用いて「保育の質」の向上を把握することは可能であろう。継続的にアンケートを実施することにより、自らが提供している保育の質が上がっているのか、下がっているのか、を判定することができる。職員が自身を持って保育に取り組むためにも、保護者アンケートの実施を望みたい。</p> <p>◆マニュアル類には作成、改定の日付を 3年間の取り組みの中で、マニュアル類の整備が飛躍的に進んだ。高いレベルの保育を均一的に行うためには標準化した手順の整備は必須であり、園の保育の質の向上に寄与するところは大きい。ところが、数あるマニュアルの中に、作成日や改定日の記載のないものが散見された。作成日や改定日は、マニュアルの「最新版」を決定する唯一の根拠となる。マニュアル総点検を実施し、日付の確認を期待したい。さらに、マニュアルの改定には至らない場合であっても、見直しを実施した場合には、「見直し実施日」の記載も求められる。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

総評ありがとうございました。3年間第三者評価を受け、今の保育園に足りない所を見直し改善する、とても良い機会になりました。今回で第三者評価は終了となりますが、今後も園全体で話し合いを行いながら、今までの反省をふまえてよりよい園になるよう努めていきたいと思えます。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

完全民営化を果たして2年目を迎えている。理念(保育目標)を「心身ともにたくましく のびのびと遊ぶ子ども」と定め、具体的な4点の方針へとつなげている。民営化を機に「北保育園職員宣言」が作成され、職員室に掲示されている。理念や方針に忠実な保育を実践するうえでの職員の精神的な拠り所となっている。
調査日当日には、「おこしもの作り」が行われていた。「おこしもの」とは、地域の季節の習慣で、お雛様のひな壇に飾られるお菓子である。その伝統のお菓子作りに子どもたちが挑戦していた。学齢によって使う道具や出来栄え、速さが違うが、生き生きとした子どもの表情からは、「心身ともにたくましく のびのびと遊ぶ子ども」の姿が垣間見られた。

I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

民間委託の公立保育園時代に作成した「中・長期事業計画」がそのまま踏襲されており、目新しさには欠けるが、子どもや保護者の安心感にはつながっている。
事業計画(「保育園管理案」)は、園長と一部の幹部職員(主任)が関与して作成されている。しかし、園長を外しての学年会議や縦割り会議を通じて、主任が職員の意見や要望を十分に聞き取っており、職員の意見は事業計画に盛り込まれている。今後の課題として、事業計画に取り上げた「本年度の努力事項」に具体的な目標数値を掲げて取り組むことである。取り組みの実現度の把握や職員の達成感につなげるためにも、数値目標の設定が望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園長の役割や責任の範囲は「保育園運営規定」の中で定められている。法人理事長を兼ねることから職員に対する影響力は強く、職員の意見を引き出すために、あえて学年会議や縦割り会議には席を外している。コンプライアンスに関しては、十分な取り組みには至っていない。

質の向上への意欲を持ち、園運営に職員の意見を反映させようとの意識がある。しかし、依然として保育士の不足感が消えず、様々な採用手段を講じて職員の補充に努めている。過去2回の第三者評価の受審で得た気づきから、様々な改善効果が確認できた。職員参画による自己評価によって、職員の意識が変わってきたことが最大の効果である。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

園長は法人理事長であり、多方面からの情報によって外部環境の把握はできている。主任が園長の片腕として大きな役割を果たしているが、中堅を担う職員の不足感は否めない。将来に向けての「職員育成」が大きな課題であるが、その前提となる「職員雇用の安定」が大きな問題として立ちはだかっている。

税理士事務所と契約して財務・会計面のチェックはあるが、園運営にまで言及する監査にはなっていない。サービス面では、継続して第三者評価を受審している。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	① ・ b ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ② ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

職員全員が自己査定を実施し、一次と二次の上司による人事考課を実施している。しかし、人事考課の結果を職員育成面へ横展開し、有効な教育・研修へとつなげるには至っていない。産休、育休の取得を奨励し、振替休暇を確実に消化する等の取り組みが効果を挙げ、有給休暇も職員間で平均的に取得されている。職員対象の食事会や日帰り旅行を実施し、チームワークを醸成すると共に働きやすい職場作りに努めている。精神的な疾病による休職、退職は起きていない。階層別に研修の方針を決め、「27年度職員研修年間計画」に沿って研修を実施している。復命書による報告、職員への伝達研修等は制度化されている。保育実習生6名を受入れ、終了後の反省会で課題を抽出している。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	a ・ ② ・ c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

「保健衛生マニュアル」、「保育安全マニュアル」は、公立園時代のものが改定されていなかった。定期的に見直しを実施し、必要な部分の改定を望みたい。さらに、マニュアルには作成日や改定日の日付の記載を望みたい。専門業者による遊具の安全点検で「C」「D」評価を受けた鉄棒等に関して、園で実施できる改善や改良は即座に実施されていた。大きな事故は発生していない。計画に沿って防災訓練が実施されており、「北保育園消防訓練実施結果記録票」にはクラスごとに訓練の内容が記録されていた。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	① ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	① ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ② ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

公立保育園としての長い歴史と実績があり、地域に根付いた保育園である。多方面からの体験学習を積極的に受け入れ、地域への貢献度は高い。社会人や民生委員の保育体験、中学生の体験学習、未就園児の保育体験等がある。地域の高齢者と交流する「おじいさん・おばあさん広場」、未就園児教室の「どうせんっこ広場」、毎日の園庭解放等々、地域と広く関わっている。

ボランティア受け入れに関してはマニュアルを整備し、積極的な受け入れ態勢を敷いて子どもたちの園生活に潤いを持たせている。ボランティアのネットワーク化を図ったり、受け入れの記録を確実にする等、今後の課題も残っている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用者尊重の基本姿勢として、入園から3ヶ月で保護者へのアンケートを実施している。日々の送迎時や連絡帳、個別懇談等で保護者の声を聞いている。保護者の意見や要望等を分析する検討会議を実施し、改善点は柔軟に対応して園の運営に反映させている。折につけ保護者へ文書を配布する等、園と保護者とがサービス提供についての共通理解を図り、満足向上へ向けた取り組みをしている。なお、直接相談しにくい内容や専門的な相談がしたい場合に関し、相談方法や相談相手等、より意見を述べやすい環境作りが課題として残る。プライバシー保護は規定やマニュアル、勉強会を通じても周知されており、子どものプライバシーを保護する仕組みが確立している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	a ・ ② ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

過去の第三者評価の受審結果から課題を明確にし、組織的に改善に取り組んでいる。年度末に職員が自己評価を行ってサービスの見直しや改善点等を発表し、意見交換をする等、職員間での共有化を図っている。第三者評価の受審を重ねていく中で必要とするマニュアルを随時整備しており、園全体で質の向上に向けた取り組みを行っている。課題としては、整備されたマニュアルに作成や改定の日付が記載されていないこと、記録類の管理の方法等が未整備であること等である。文書(規程、マニュアル等)の管理方法、記録の廃棄や保存期間等を含んだ文書・記録の管理規定を作成することが望ましい。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	a ・ ② ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

公共施設に園のしおりやリーフレット等が冊子として設置され、誰でも情報を入手することができる。園の見学も随時受け入れている。秋には体験入園も実施している。しかし、ホームページが公開されていないため、電子媒体の有効活用面での遅れが目立つ。今後ホームページやインターネットから情報が得られるような配慮を望みたい。
 転園マニュアルを作成し、転園児の対応については転園先からの問い合わせに的確に答え、適切な引き継ぎを行っている。本年度より、入園する際に必要な同意書を取り入れる予定で、より細かい説明の中での同意に期待したい。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

アセスメントは入園前に面接を行い、子どもの発達状況や生活状況を把握し、全職員に周知を図っている。子どもの実態に合わせた保育課程が細かく策定されており、年間指導計画にも生かされている。
調理員も定期的に各クラスの給食の様子を観察し、それを基に月一回給食会議を行っている。献立の作成・改善を見直し、職員一丸となりサービス実施計画の策定をしている。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育目標である「心身ともにたくましく のびのびと遊ぶ子ども」を縦軸に、子どもの主体性を考慮して午後の保育活動は縦割り保育を取り入れている。毎週遊具点検をしたり、各クラスの安全点検等を通じ、子どもは自ら遊びや環境を選び、安心して生活することができている。今後の課題として、採光や清潔等の保健衛生面の環境の配慮が必要である。
小学校との連携では、夏に小学校の一年生と遊ぶ会を行ったり、小学校の見学、卒園直前だよりを配布する等、交流も図れている。地域住民との交流も積極的に行っている。地元の民生委員による民生一日保育士会、未就園児への園庭開放、中学生ボランティアの受け入れ、敬老会で老人と触れ合う等、地域の社会資源としても認められている。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育		
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康		
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

乳児クラス、幼児クラスそれぞれに主任保育士を配し、現場での直接指導によって保育の知識と技術の向上に努めている。食と健康に対しては、食育活動の一環として子どもたちが自分で育てた野菜を収穫し、給食やおやつで食べたり、クッキングの日として「世界の料理」をテーマにインド料理であるナンを作ったりして食に関心を持つように工夫している。月に一度の遊戯室でのバイキングの日や戸外で食べる日等、様々な食事のスタイルがあり、食事を楽しむ工夫がされている。アレルギー疾患を持つ子どもについては、対応マニュアルを基に、保護者から担任、調理員が十分な聴き取りを行い、情報を職員会議で周知している。写真付きのトレーで食事を提供する等、誤食を防止する対策もある。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携		
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

家庭(保護者)と連携し、園での子どもの保育と家庭とが密接に関連した支援を行っている。各クラスの子どもの姿を担当がメール配信している。誕生日会や親子遠足等の各行事での保護者参観の機会等を通して情報を交換し、家庭との共通理解を深めている。「虐待対応マニュアル」があり、日々の視診や家族の養育状態を把握し、早期発見に努めている。虐待の疑いが生じた場合は、即座に園長に報告するように徹底されている。情報や状態を確認した上で通報することとなるが、そのフローチャートも準備されている。今後も継続した取り組みで、子どもたちの心身の把握をして虐待予防に努められたい。